

第24回青少年健全育成ポスターコンクール 作品募集

学校・地域・家庭で感じていることや望んでいることを、ポスターにしてみませんか。

対象 市内小・中学生

テーマ 友情／街をきれいにしよう／自然を大切にしよう／いじめをなくそう／あいさつをしよう／いのちを大切にしよう／公園をきれいにしようなど、学校・地域・家庭で感じていること

応募方法 9月7日(月)までに、四つ切り(542mm×382mm)の画用紙

を使用し、作品の裏側に、「学校名・学年・組・氏名」を記入して、児童青少年課青少年係へ

※入選者は、広報はむら・市ホームページで発表します。

※最優秀作品・優秀作品は、11月14日(土)の青少年健全育成の日に表彰します。
応募先・問合せ 児童青少年課青少年係

体力測定 体力年齢をチェック!

自分の体力年齢を調べてみませんか。

期日 7月20日(月)

会場 スポーツセンター第1ホール

■65〜79歳の方

時間 午前10時(集合)〜正午

内容 握力・上体起こし・長座体前屈・開眼片足立ち・10m障害物歩行・6分間歩行

■20〜64歳の方

時間 午後2時(集合)〜4時

内容 握力・上体起こし・長座体前屈・反復横とび・20mシャトルラン・立ち幅跳び

保育園運営費に係る保護者負担金審議会 委員募集

市内の認可保育園の保育料を審議するため、「保育園運営費に係る保護者負担金審議会」を設置します。

審議会に多くの方の意見を取り入れるため、市民公募委員を募集します。

応募資格 市内在住・在勤・在学の18歳以上の方

※ほかの審議会や委員会などで活動中の方は、応募を遠慮してください。

募集人員 2人

任期 7〜10月(予定)

開催日時 平日昼間2〜3時間

(3回程度)

報酬(日額) 9000円

電子申請サービス

電子申請サービスとは、今まで市役所の窓口などで行っていた手続きの一部が、インターネットを利用して、原則24時間365日いつでも自宅などのパソコンから行うことができるサービスです。

このサービスを利用するためには、

応募方法 7月14日(火)午後5時(必着)

までに、「認可保育園の保育料」についての考えと応募動機を800字程度にまとめ、「住所・氏名・年齢・職業・電話番号」を記入し、郵送・Eメールまたは直接保育課保育係へ(様式は問いません。)

選考方法 作文を基に審査

※応募作文は非公開とし、選考後返却します。

※選考結果は、応募者全員にお知らせします。

応募先・問合せ 〒205-18601

(住所記載不要) 羽村市保育課保育係

☎304000@city.hamura.tokyo.jp

事前にパソコンの環境設定や利用者登録が必要となります。

電子申請を利用することのできる手続きやサービスの利用方法などについて詳しくは、市ホームページをご覧ください。ただ、お問い合わせください。

問合せ 情報システム課情報化推進係

水道メーターの交換(無料)

使用期限(8年間)の切れる水道メーターの交換を行います。

交換の対象となるメーターは、メーターのフタの裏側に21/〇(〇は10〜12の数字)または22/〇(〇は1〜9の数字)と表示されているものです。

市が委託した工事店が事前に交換の対象となるお宅に案内を配付し、交換を行います。交換の費用は無料で、工事代金などは一切かかりません。作業員は腕章を着けているほか、市発行の身分証明書を携帯しています。

留守の場合でも宅地内で作業をします。ご理解とご協力をお願いします。

※交換後は、水が一時的に濁ったり、空気が泡が出たりすることがあります。水をしばらく流してから使用してください。

戸籍証明書発行の停止

戸籍電算システム機器の入替作業を行うため、市民課窓口で行う戸籍謄本・抄本や受理証明書の発行など、戸籍電算システムに関する証明書の発行ができなくなります。

交換期間と対象地区

■ 7月13日(月)〜8月14日(金)

(奇数月に検針している地区)

対象地区 栄町一〜三丁目、緑ヶ丘四・五丁目、羽東一〜三丁目(二部)、羽中一〜四丁目、羽加美一〜四丁目、羽西一〜三丁目、小作台一〜五丁目、羽番地地区(清流町)

■ 8月13日(木)〜9月16日(水)

(偶数月に検針している地区)

対象地区 川崎一〜四丁目、五ノ神一〜四丁目、神明台一〜四丁目、緑ヶ丘一〜三丁目、玉川一・二丁目、富士見平一〜三丁目、羽東一〜三丁目、双葉町一〜三丁目、羽字武蔵野地区、五ノ神武蔵野地区、川崎武蔵野地区
問合せ 水道事務所 ☎ 554-2269

ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

期間 7月18日(土)・19日(日)終日

問合せ 市民課戸籍係

安心保育

ご利用ください

乳幼児シヨートステイ

保護者の方の病気・事故・冠婚葬祭・病气看護・出張などの理由で、一時的に保育ができない場合に、7日以内でお子さんを保育します。

対象 生後57日〜未就学児

保育施設 社会福祉法人東京恵明学園

所在地 青梅市友田町2-714-1

電話 0428-2310241

基本保育時間 午前8時〜午後6時

保育料(1人当たりの日額)

10時間未満 3000円

10時間以上(宿泊を含む) 4000円

※保育中に、児童の疾病などの理由で特別な処置を必要とした場合は、別途実費相当額が必要となります。

申込み・問合せ 子ども家庭支援センター

☎ 578-2882

市ホームページバナー広告募集中

市ホームページのトップページに掲載するバナー広告を募集しています。

掲載期間 1か月単位とする年度内

掲載料(月額) 2万円

規格 大きさ:縦60ピクセル、横150ピクセル/ファイル形式:GIF

F形式(アニメーションGIFを除く)/データ容量:4キロバイト以内
※申請書のダウンロードや掲載・申込方法などについて詳しくは、市ホームページをご覧ください。
申込み・問合せ 広報広聴課広報係

急に仕事が...

リフレッシュしたい!

〇月〇日に利用できますか?

STEP ①

子ども家庭支援センターへ電話(☎ 578-2882)
※利用日時を伝え、保育可能かを確認します。

STEP ②

子ども家庭支援センターへ来所し、申請書に記入

STEP ③

利用当日:東京恵明学園へ直接お子さんを連れて行き、保育を依頼。料金を支払う。

専門スタッフの安心保育!

長寿医療制度（後期高齢者医療制度） 平成21年度の保険料

■ 保険料の計算

保険料の計算方法は、平成20年度と変わりません。
計算方法 **均等割額**（1人3万7800円）+ **所得割額**（旧ただし書き所得※×所得割率6・56%）

※旧ただし書き所得…全ての収入から必要経費などを引き（年金・給与収入は別途計算）、その金額から退職所得を除き、基礎控除額33万円を控除した額

■ 保険料の算定

決定される保険料は、平成21年4月1日から22年3月31日までの金額です。

年度途中で75歳になる方は75歳になる月から、また、他府県から転入した方は転入した月から、他府県へ転出した方は転出した前月分までの保険料（月割）がかかります。

■ 保険料の納付方法

保険料の納め方は、平成20年度と同様に、年金の受給額によって「公的年金からの天引き（特別徴収）」と、「納付書による納付（普通徴収）」の2つに分かれます。

公的年金からの天引き（特別徴収）の方も、希望する方は家族などの口座から引き落とすことができます。※変更手続の方法などは、問い合わせてください。

* 社会保険料控除の適用

保険料の納付方法を公的年金からの天引き（特別徴収）から、家族などの口座からの振替に変更した場合、保険料を支払った方に社会保険料控除が適用されます。

■ 保険料の軽減

保険料には、次のような軽減制度があります。

■ 均等割額の軽減制度

同じ世帯の被保険者全員と世帯主の「所得金額を合計した額」を基にした軽減です。

■ 均等割額の軽減制度

軽減基準	軽減割合
所得の合計額が基礎控除額（33万円）以下	7割 → 8.5割（平成21年度特例措置）
上記の軽減を受ける世帯のうち、被保険者全員が年金収入80万円以下（そのほかの所得なし）	9割（新設）
基礎控除額（33万円）+（24万5,000円×世帯主を除く被保険者数）以下	5割
基礎控除額（33万円）+（35万円×世帯主を含む被保険者数）以下	2割

※65歳以上で公的年金収入のある方は、年金所得から15万円を控除して計算します（高齢者特別控除）。

■ 所得割額の軽減

被保険者本人の「賦課の基となる所得金額」を基にした軽減です。

■ 所得割額の軽減制度

旧ただし書き所得（年金収入のみの場合）	減額割合
(1) 15万円（年金収入168万円）以下	全額
(2) 20万円（年金収入173万円）以下	75%
(3) 58万円（年金収入211万円）以下	50%

※(1)と(2)は、東京都後期高齢者医療広域連合独自の減額措置で、平成21年度のみ適用されます。

■ 会社の健康保険など（国民健康保険・国民健康保険組合を除く）の被扶養者だった方の軽減

制度加入の前日まで会社の健康保険など（国民健康保険・国民健康保険組合を除く）の被扶養者だった方は、これまで保険料を納めていなかった経緯から激変緩和を図るため、平成21年4月から平成22年3月までの保険料は、所得割額が全額免除され、均等割額が9割軽減されます。

平成21年度の保険料の通知は、7月中旬ごろ送付します。

問合せ 保険年金課 高齢医療・年金係